

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

県立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に、「授業料等」を「入学者選抜料、選考料、入学料及び聴講料」に改め、同条に次の一項を加える。

2 次に掲げる場合においては、別表第二の定めるところにより、生徒から同表に定める額の授業料及び受講料を徴収する。

- 一 高等学校専攻科に在籍する場合
- 二 高等学校（専攻科を除く。）における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当であると認めて知事が別に定める場合

別表高等学校の部授業料の項及び受講料の項を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

高等学校	授業料	単位及び金額	徴収対象
全日制の課程	年間履修単位	月額 九、九〇〇円	在籍する生徒（月数
定時制の課程	年間履修単位	二、五〇〇	の全日数
二年間履修単位以上	同上	二、〇二〇	にわたり、
同一単位以上	同上	一、〇一〇	又は休学
同一単位未満	同上	三〇〇	する者を
同一単位未満	同上	一〇、三〇〇	除く。）
専攻科	同上	二九〇	通信制の生徒

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日か

ら施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に高等学校に入学し、転学し、又は編入学した者に係る同日前の授業料及び受講料については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

3 住民基本台帳法施行条例(平成十四年広島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二教育委員会の項中「第二条の規定による授業料等(授業料に限る。)(」を「第二条第二項の規定による授業料」に改める。